

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

(令和7年10月)

(解答あり)

【注意事項】

1. 試験時間は、60分間です。
2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。
なお、試験は不合格となります。
6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室してください。

※ 携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

申請者名 _____

記入者氏名 _____

一般貸切旅客自動車運送事業に係る法令知識について

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

I. 次の1から27までの文章で、正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入しなさい。

1. 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。(道路運送法第2条)

(○)

2. 道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員10人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。(道路運送法第3条)

(×)

3. 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過していれば、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けることができる。(道路運送法第7条)

(×)

4. 事業者は旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。(道路運送法第9条の2)

(×)

5. 事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。(道路運送法第10条)

(○)

6. 一般旅客自動車運送事業者は、運送の申込を受けた順序により、旅客の運送をしなければならないが、急病人を運送する場合はこの限りではない。(道路運送法第14条)

(○)

7. 一般貸切旅客自動車運送事業の営業所の名称を変更するときは、事業計画変更の認可を受ける必要がある。(道路運送法第15条)

(×)

8. 事業者は事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。ただし、天災その他やむを得ない場合はこの限りではない。(道路運送法第16条)

(○)

9. 事業者は、安全統括管理者を選任しなければならない。（道路運送法第22条の2）
(○)
10. 事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。
（道路運送法第23条の5）
(○)
11. 事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りではない。（道路運送法第25条）
(○)
12. 事業者は、事前に届出を行えばその名義を他人に利用させてもよい。（道路運送法第33条）
(×)
13. 事業者は、その事業を休止、又は廃止したときは、その30日以内にその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。（道路運送法第38条）
(×)
14. 事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可の取り消しを受ける場合がある。
（道路運送法第40条）
(○)
15. 道路運送法関係法令では、事業者は旅客に対して公平かつ懇切な取扱いをしなければならないと規定されているが、旅客以外の公衆に対する取扱いは定められていない。（運輸規則第2条）
(×)
16. 事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく弁明しなければならないが、氏名及び住所を明らかにしない者に対してはこの限りではない。（運輸規則第3条）
(○)
17. 事業者は、運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し手数料又はこれに類するものを支払った場合には、その額を記載した書類を、運送引受書の写しとともに当該運送の終了の日から3年間保存しなければならない。（運輸規則第7条の2）
(○)
18. 事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、速やかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を公示しなければならない。（運輸規則第16条）
(○)

19. 事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために適切な処置をしなければならないが、旅客の運送を継続することは含まれていない。（運輸規則第18条）

(×)

20. 事業者は、乗務員等の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に運行の業務を遂行し、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない。（運輸規則第21条）

(○)

21. 事業者は、点呼を行つたときは、その状況を録音及び録画（電話点呼の場合にあつては、録音のみ）して電磁的方法により記録媒体に記録し、かつ、その記録を60日間保存しなければならない。（運輸規則第24条）

(×)

22. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の概要等について記録するとともに、その記録を3年間保存しなければならない。（運輸規則第26条の2）

(○)

23. 事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。（運輸規則第35条）

(○)

24. 日々雇い入れられる者や二月以内の期間を定めて使用される者は一般貸切旅客自動車運送事業の運転者等として選任できない。（運輸規則第36条）

(○)

25. 事業者は、3両以上の事業用自動車の運行を管理する営業所毎に、運行管理者資格者証の交付を受けている者の中から運行管理者を選任しなければならない。（運輸規則第47条の9）

(×)

26. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の乗務員は、事業用自動車の中で喫煙してはならない。（運輸規則第49条）

(○)

27. 一日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、15時間とすること。この場合において、一日についての拘束時間が14時間を超える回数をできるだけ少なくするよう努めるものとする。

（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第5条）

(○)

Ⅱ. 次の各文中の（ ）の部分にあてはまる語句を下から選び、（ ）内に記号を入れて下さい。

28. 道路運送法は（ シ ）と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の（ オ ）の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、（ コ ）を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及び利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって（ ウ ）を増進することを目的とする。

（道路運送法第1条）

ア. 道路運送車両法 イ. 供給 ウ. 公共の福祉 エ. 道路交通法 オ. 需要
カ. 事業者利益 キ. 道路運送車両法 ク. 旅客の利便 ケ. 貨物利用運送事業法
コ. 輸送の安全 サ. 性別 シ. 貨物自動車運送事業法 ス. 年齢

29. 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の（ イ ）を受けなければならない。（道路運送法第4条）

ア. 承認 イ. 許可 ウ. 免許

30. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、（ ウ ）年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。（道路運送法第8条）

ア. 2 イ. 3 ウ. 5 エ. 6 オ. 10

31. 一般旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、運賃及び料金並びに（ イ ）を公示しなければならない。（道路運送法第12条）

ア. 就業規則 イ. 運送約款 ウ. 運行管理規程

32. 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更をしようとするときは、あらかじめ、（ ア ）を国土交通大臣に届け出なければならない。（道路運送法第15条）

ア. 事業計画変更届 イ. 運行計画変更届 ウ. 業務計画変更届

33. 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を（ イ ）結果を生ずるような競争をしてはならない。（道路運送法第30条）

ア. 助長する イ. 阻害する ウ. 確保する

34. 旅客自動車運送事業者は、（ ア ）の責務を定めることその他国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。（運輸規則第2条の2）

ア. 経営の責任者 イ. 事業の責任者 ウ. 運行の責任者

35. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務を終了した運転者等に対して対面により点呼を行い、当該事業用自動車、道路及び（ イ ）について報告を求めなければならない。

（運輸規則第24条）

ア. 運賃収入 イ. 運行の状況 ウ. 健康状態

36. 事業者は、運行ごとに（イ）を記載した運行指示書を作成し、かつ、これにより、事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行うとともに、これを当該運転者等に携行させなければならない。

（運輸規則第28条の2）

ア. 乗客の要望等 イ. 旅客が乗車する区間等 ウ. 点呼した者の氏名等

37. 事業者は、事業用自動車を（イ）しなければならない。（運輸規則第44条）

ア. 可能な限り清潔に イ. 常に清潔に保持 ウ. 運行ごとに清掃